

令和 8 年 8 月 1 日現在

「特別養護老人ホームひだか博愛園みちしお
短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(和歌山県指定 第 3072100500 号)

当事業所はご契約者またはご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1及び2」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 博愛会
- (2) 法人所在地 和歌山県御坊市名田町野島 1 番地 9
- (3) 電話番号 0738-29-3181
- (4) 代表者氏名 理事長 小 林 隆 弘
- (5) 設立年月(認可) 昭和 60 年 6 月 25 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定短期入所生活介護事業所・平成 16 年 12 月 1 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定
和歌山県 3072100401 号
※当事業所は特別養護老人ホームひだか博愛園みちしおに併設されています。
- (2) 事業所の目的
老人福祉法11 条 1 項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定められた方々に入所していただき、介護することを目的とする施設です。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム ひだか博愛園みちしお
- (4) 事業所の所在地 和歌山県日高郡日高町大字阿尾 646 番地
- (5) 電話番号 0738-64-8008
- (6) 施設長(管理者) 小 林 弘 典

(7) 当事業所の運営方針

- ① 要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限り、居宅における生活の復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上における便宜の供与その他日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常にそのものの立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの連携に努める。

(8) 開設年月 平成 16 年 12 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8:30～17:30

(10) 利用定員 20人

(11) 通常の事業実施地域 日高町、御坊市、美浜町、由良町、印南町、日高川町

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

個室(1人部屋)	70室	食堂	7室
医務室	1室	浴室	一般浴槽、特殊浴槽
静養室	1室	機能訓練室	7室
集会室	2室		

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更:ご契約者またはご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者またはご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者またはご利用者、ご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項(※トイレの場所(居室内、居室外)等)

(13) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

食費、滞在費、散髪代、おやつ代、貴重品管理等

※ 上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者またはご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	従業者
1. 施設長(管理者)	1名
2. 介護職員	30名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	5名
5. 機能訓練指導員	1名(兼任)
6. 介護支援専門員	1名(兼任)
7. 医師(嘱託医)	1名
8. 管理栄養士	1名
9. 歯科衛生士	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師(嘱託医)	毎週木、土曜日 13:00～16:00
2. 介護職員	早出① 7:00～16:00 早出② 7:30～16:30 早出③ 8:00～17:00 平常① 8:30～17:30 遅出① 9:00～18:00 遅出② 9:30～18:30 遅出③ 10:00～19:00 遅出④ 10:30～19:30 夜勤 16:30～ 9:30
3. 看護職員	平常 8:30～17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者またはご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

- (1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第4条参照)＊

〈サービスの概要〉

① 入浴

入浴又は清拭を週2回行います。

寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者またはご利用者の身体能力を最大限活用した介助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者またはご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 送迎サービス

ご契約者またはご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑤ その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第7条(三者契約書第8条)参照)

下記の料金表によって、ご契約者またはご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者またはご利用者の要介護度に応じて異なります。)

※ 下記金額は基本利用料に夜勤職員配置加算Ⅳ(介護のみ)、サービス提供体制加算(Ⅱ)を含んだ金額です。消費税は非課税です。

1. ご契約者またはご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 5,510 円	要支援 2 6,780 円	要介護 1 7,460 円	要介護 2 8,140 円	要介護 3 8,890 円	要介護 4 9,600 円	要介護 5 10,290 円
2. サービス利用に係る自己負担額 《1割負担の方》	551 円	678 円	746 円	814 円	889 円	960 円	1,029 円
2. サービス利用に係る自己負担額 《2割負担の方》	1,102 円	1,356 円	1,492 円	1,628 円	1,778 円	1,920 円	2,058 円
2. サービス利用に係る自己負担額 《3割負担の方》	1,653 円	2,034 円	2,238 円	2,442 円	2,667 円	2,880 円	3,087 円
3. 食事に係る標準自己負担額	朝食 245 円 昼食 650 円 夕食 650 円						
4. 滞在費	1,470 円						
5. 今回御利用金額							

☆ ご契約者またはご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担

額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者またはご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。(注: ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなります。)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者またはご利用者の負担額を変更します。

(2) その他介護給付サービス加算(消費税非課税)

・個別機能訓練加算: 機能訓練指導員等が居宅を訪問したうえで、共同して利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供している場合(3月に1回以上、訪問する場合がございます) 56円/日(1割) 112円/日(2割) 168円/日(3割)

・生活機能向上連携加算(Ⅰ): 訪問、通所リハビリを実施している事業者の理学療法士等や医師からの助言を受けたうえで個別機能訓練計画を作成した場合 100円/月

・生活機能向上連携加算(Ⅱ): 訪問、通所リハビリを実施している事業者の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士や医師が利用者宅を訪問して行う場合 200円/月

ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、100円/月

・看取り連携体制加算: 看護体制加算を算定し看護職員と24時間連携した場合 死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度に64円/日(1割) 128円/日(2割) 192円/日(3割)

・口腔連携強化加算: 事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施し、介護支援専門員等に結果を情報提供した場合 50円/月(1割) 100円/月(2割) 150円/月(3割)

・生産性向上推進体制加算(Ⅱ): 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会の開催、生産性の向上を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、データの提供を行った場合 10円/月(1割) 20円/月(2割) 30円/月(3割)

・生産性向上推進体制加算(Ⅰ): (Ⅱ)の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担を行い、1年以内ごとに1回、データの提供を行った場合 100円/月(1割) 200円/月(2割) 300円/月(3割)

・療養食加算: 医師の指示に基づく療養食を提供した場合 1食あたり 8円(非)

・認知症行動・心理症状緊急対応加算: 医師が認知症の行動・心理症状を認め、緊急に利用が必要となった場合 7日間を限度として200円/日

・若年性認知症利用者受入加算: 若年性認知症と認められた利用者に対し、個別に担当者を設定し、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合 120円/日
但し、認知症行動・心理症状緊急対応加算との両算定は出来ないものとする。

・送迎加算 利用開始・終了にあたって、当事業所の車両で送迎を行った場合 184円(片道)

・サービス提供体制強化加算Ⅰ: 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上

または勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 35% 以上の場合 22 円/日

- ・サービス提供体制強化加算Ⅱ: 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 60% 以上の場合 18 円/日

- ・サービス提供体制強化加算Ⅲ: 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 50% 以上または常勤職員が 75% 以上または勤続 7 年以上の介護福祉士の占める割合が 30% 以上の場合 6 円/日

- ・介護職員処遇改善加算: 当該サービスを利用するにあたり、基本料金に利用した介護給付サービスの合計額の 1000 分の 176 に相当する額。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 5 条、第 7 条(三者契約書第 5 条、第 8 条)参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉 ※以下(非)は消費税非課税、(内)は消費税を含む料金です。

① 食事の提供に要する費用(食材料及び調理費)

- ・ご契約者またはご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

- ・当施設では、管理栄養士(栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています

(食事時間)朝食 7:45~8:45 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00

② 滞在に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

- ・この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額(1日あたり)のご負担となります。

☆ 当施設の滞在費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる
 方の場合、施設利用・食費の負担が軽減されます。 [日額]

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	¥880	¥300
市町村民 税世帯全 員が非課 税	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得年金 額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 第2段階	¥880	¥600
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 120 万円未満の方など)	利用者負担 第3段階①	¥1,370	¥1,030
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が 120 万円超の 方など)	利用者負担 第3段階②	¥1,470	1,360
上記以外の方		利用者負担 第4段階	¥1,470	¥1,545

③ 理髪

[理髪サービス]

毎週月曜日、理容師の出張による理髪サービス(調髪、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金:1回あたり2,000円程度(内)

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者またはご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく
 ことができます。またその場合、実費相当額をお支払いいただく場合があります。

主なレクリエーション行事予定

	行事予定とその内容
1月	お正月(おせち料理をいただき、新年をお祝いします。)
2月	節分(施設内で豆まきを行います。)
3月	ひなまつり(おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行い お祝いします。)
4月	上旬ーお花見
8月	盆踊り(地域の方も参加し行います。)
10月	運動会
12月	クリスマス会(ケーキを美味しく頂きます。)

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う日の相当な期間前までにご説明します。

⑥ テレビ、冷蔵庫使用料（電気代）各1日 60円（内）

⑦ おやつ代 200円／日（内）

⑧ 介護保険給付の支給限度額を超える短期入所サービスを利用した場合

1日あたり＝各介護度の10割+1,470円（非）＋食費（非）＋交通費片道1,840円（非）

⑨ キャンセル料

利用日の2日前までに連絡があった場合	利用料金の	0%
利用日の前日までに連絡があった場合	利用料金の	50%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料金	100%

※ 但し、契約者（利用者）の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

（4） 利用料金のお支払い方法（契約書第7条（三者契約書第8条）参照）

前記（1）、（2）、（3）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

- | |
|--|
| 1. 事務所にて現金一括でお支払い頂く方法
2. 振込みにてお支払い頂く方法
3. 預金口座引き落としにてお支払い頂く方法
4. その他はご相談ください。 |
|--|

（5） 利用の中止、変更、追加（契約書第8条（三者契約書第9条）参照）

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

ご契約者またはご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 相談・苦情の受付について（契約書第21条、第22条（三者契約書第22条、第23条）参照）＊

（1） 事故発生時の対応

契約者または利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに、市町村、契約者又は利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

（2） 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 密田 裕司 連絡先：0738-64-8008

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

○第三者委員

杉浦 守(法人評議員)

茶畑 公一(法人監事)

池田 尚生(法人監事)

○苦情解決責任者

小林 隆弘(法人理事長)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

※県や市町村の介護保険担当課、下記の公的機関で苦情の申し立てができます。

和歌山県国民健康保険団体連合会	所在地 和歌山市吹上 2 丁目 1 番 22 号(日赤会館内) 電話番号 073-427-4662
和歌山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 和歌山市手平 2 丁目 1-2(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会内) 電話番号 073-435-5527

6. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム ひだか博愛園 みちしお
説明者職氏名 生活相談員 密田 裕司 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所

氏名 印
(利用者との関係:)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、別館鉄骨造 地上4階

(2) 建物の延べ床面積 6991.03㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設] 平成16年12月1日指定 和歌山県 3072100500号定員50名

[通所介護] 平成16年12月1日指定 和歌山県 3072100526号

[介護予防通所介護] 平成18年4月1日指定 和歌山県 3072100526号定員合計30名

[特定施設入居者生活介護事業] 平成16年12月1日指定 和歌山県 3072100534号定員50名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員 ご契約者またはご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員 契約者またはご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員 主にご契約者またはご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護介助等も行います。

機能訓練指導員 ご契約者またはご利用者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員 ご契約者またはご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

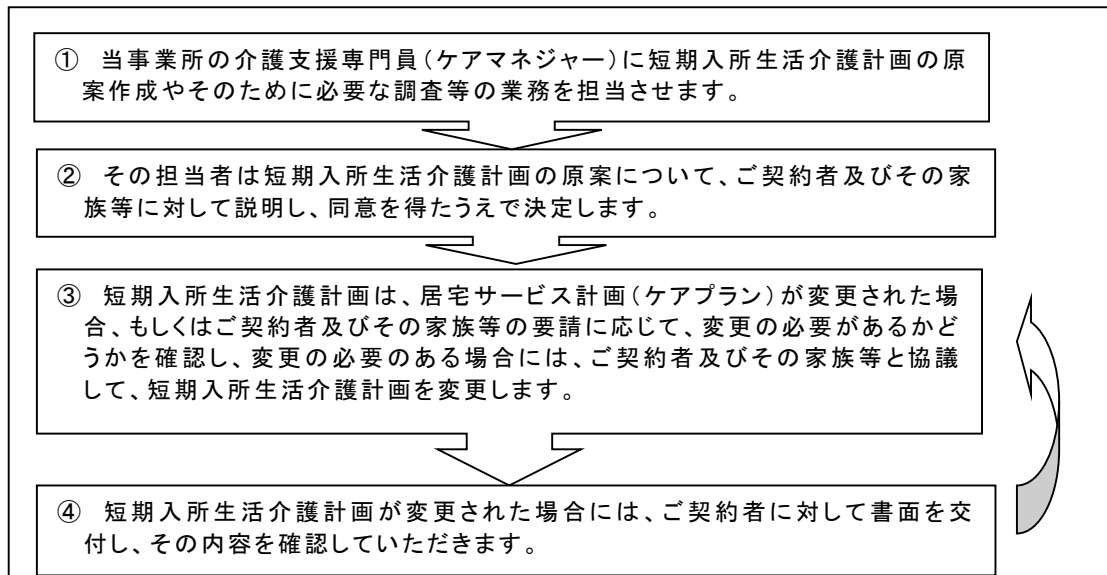
介護支援専門員を配置しています。

医師 ご契約者またはご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

歯科衛生士 ご契約者またはご利用者の口腔ケアを行います。

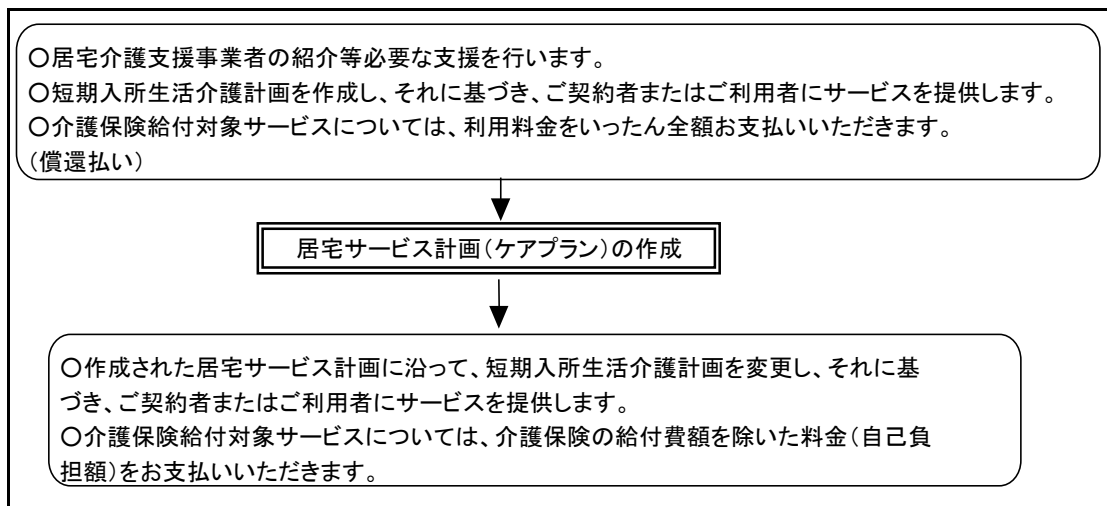
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者またはご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

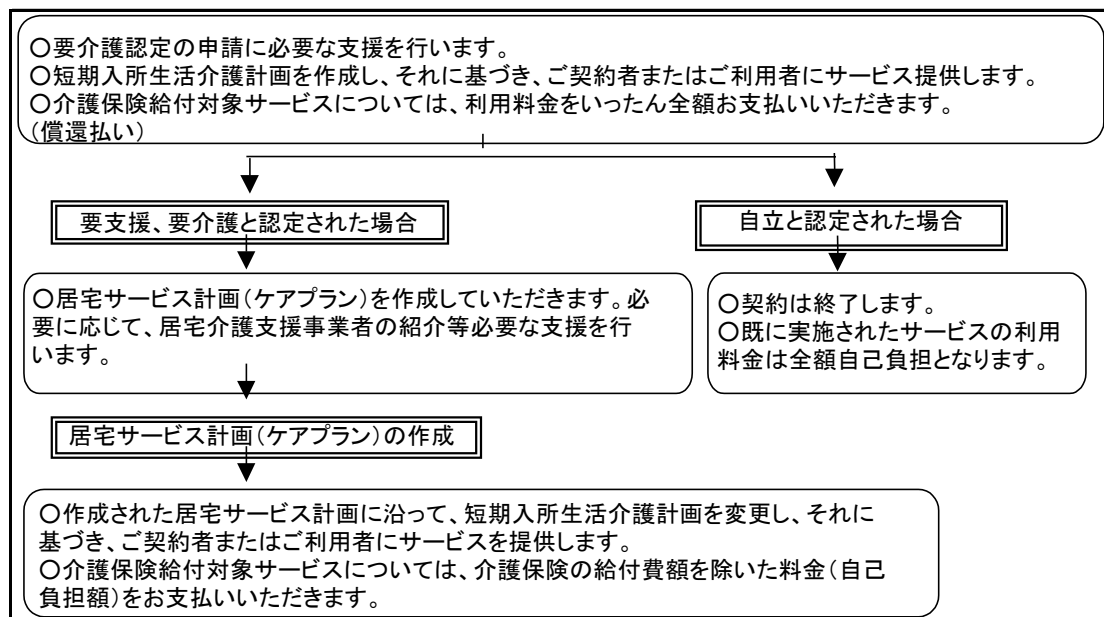


- (2) ご契約者またはご利用者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条(三者契約書第11条、第12条)参照)

当事業所では、ご契約者またはご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者またはご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者またはご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者またはご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者またはご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者またはご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者またはご利用者、他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、あらかじめ、当該入所者又はその家族に対してその内容等を詳細に説明し、同意を得たうえでその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由の記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者またはご利用者へのサービス提供時において、ご契約者またはご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご利用者及びそれらのご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者またはご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者またはご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている契約者または利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・介護、看護の妨げとなるもの。
- ・他の利用者に迷惑になるもの。
- ・その他施設運営の妨げとなるもの。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 12 条(三者契約書第 13 条)参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者またはご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者またはご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

建物及び敷地内での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者またはご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	電話
ひだか病院	和歌山県御坊市藺 116 番地 2	0738-22-1111(代)
国立病院機構 和歌山病院	和歌山県日高郡美浜町和田 1138	0738-22-3256(代)

6. 損害賠償について(契約書第 13 条、第 14 条(三者契約書第 14 条、第 15 条)参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者またはご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者またはご利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者またはご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 16 条(三者契約書第 17 条)参照)

- ① ご契約者またはご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者またはご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者またはご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 17 条、第 18 条(三者契約書第 18 条、第 19 条)参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者またはご利用者が入院された場合
- ③ ご契約者またはご利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者またはご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者またはご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もし

くは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 19 条(三者契約書第 20 条)参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者またはご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者またはご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の身体および精神状況の著しい悪化で、事業所での処遇が困難となった場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 16 条(三者契約書第 17 条)参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者またはご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。